

第 1 期

報告書

平成19年9月3日から平成20年2月29日まで

 J.フロントリテイリング株式会社

証券コード：3086

 DAIMARU
株式会社 大丸

 Matsuzakaya
株式会社 松坂屋

グループ理念

私たちJFRグループは、

1. 時代の変化に即応した高質な商品・サービスを提供し、お客様の期待を超える満足の実現を目指します。
2. 公正で信頼される企業として、広く社会への貢献を通じグループの発展を目指します。

当社の概要

〈平成20年2月29日現在〉

商 号：J.フロント リテイリング株式会社
本 社 所 在 地：東京都中央区銀座六丁目10番1号
設 立：平成19年9月3日
事 業 内 容：百貨店業等の事業を行う子会社及びグループ会社の
経営計画・管理並びにそれに付帯する業務
資 本 金：300億円
発行可能株式総数：2,000,000,000株
発行済株式の総数：536,238,328株

〔目 次〕

第1 期定時株主総会招集ご通知添付書類

事業報告	1	貸借対照表	35
連結貸借対照表	25	損益計算書	36
連結損益計算書	26	株主資本等変動計算書	37
連結株主資本等変動計算書	27	個別注記表	38
連結注記表	28	監査報告書謄本	40



JFRマークについて

日の丸をモチーフにした円形の中に、新社名「J.フロント リテイリング」の頭文字「JFR」で富士山を描きました。百貨店事業を核に、質量ともに日本を代表する小売業のリーディングカンパニーを目指す強い意志を表現しています。

代表取締役社長
兼最高経営責任者
奥田 務



代表取締役会長
岡田 邦彦

皆さまには、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当社グループ及び当社の第1期（平成19年9月3日から平成20年2月29日まで）の現況をここにご報告申し上げます。

【第1期定時株主総会招集ご通知添付書類】

■■■ 事業報告（平成19年9月3日から平成20年2月29日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

当社は、平成19年9月3日に株式会社大丸と株式会社松坂屋の持株会社であった株式会社松坂屋ホールディングスとが経営統合し、両社を完全子会社とする共同持株会社として設立されました。その後平成19年11月1日をもって、株式会社松坂屋ホールディングスを吸収合併いたしました。

当連結会計年度の連結計算書類は、このたびの経営統合により当社の完全子会社となった株式会社大丸の連結計算書類を引き継ぎ、平成19年3月1日に設立したものとみなして作成しております。従いまして、「企業集団の現況に関する事項」につきましては、平成19年3月1日から平成20年2月29日までの大丸グループの業績及び平成19年9月1日から平成20年2月29日までの松坂屋グループの業績を連結して記載しております。

(1)事業の経過及びその成果

当連結会計年度の日本経済は、サブプライムローン問題に端を発する金融市場の混乱や米国経済が減速するなか、個人消費は伸び悩み、住宅投資が減少しました。また、生産や企業収益に陰りが出るなど、景気は先行き不透明感を強めました。

百貨店業界では、業種・業態を超えた競争の激化に加え、天候不順や株価下落の影響もあり、売上高が前年実績を下回る状況が続きました。

このような状況のなか、当社グループは、統合目的である「顧客満足の最大化」と「企業価値の最大化」の早期実現に向けた取り組みを行ってまいりました。

主力の百貨店事業では、早期に統合効果を創出すべく、9月から、売場運営の標準化、システム化や要員の効率的配置など大丸の「営業改革」のノウハウを松坂屋の主要店舗に導入し、本年3月には各店舗においても取り組み売場を拡大するなどその活用を図ってまいりました。一方、大丸においては、仕入機能と販売サービス機能の高度化を狙いとした「第2次営業改革」の深耕に取り組んでまいりました。また、1月にマーケティングやプライベートブランド商品企画、店舗改装などの機能を当社に統合し、グループの営業力強化体制を整えてまいりました。加えて、グループ内のカード利用の共通化に組み込み、お客さまの利便性の向上を図ってまいりました。

さらに、銀座六丁目地区再開発、梅田店増床、浜松出店の各プロジェクトにつきましては、組織体制を強化し、それぞれの計画の立案を進めてまいりました。

関連事業につきましては、グループ経営の効率化を図るために、本年3月にスーパーマーケット事業など主要グループ関連各社を当社の子会社とし、当社が直接経営管理を行う体制を整えました。

一方、業務オペレーションのローコスト化に向け、大丸・松坂屋の用品の購買、施設メンテナンス・物流などに関し、業務手順の統一及び一括発注の拡大を図るとともに、働き方について、業務の計画化や運営のルール化など、効率の向上を推進してまいりました。

また、資産効率、資金効率向上の観点からグループ保有資産の有効活用、有利子負債の削減に努めるとともに、グループ資金一元管理の体制づくりを行うなど財務体質強化への取り組みを進めてまいりました。

人的生産性と企業活力の向上を目指した取り組みでは、9月に大丸、松坂屋の主要店舗の店長、営業部長をはじめとする65名の人材交流を行ったのに引き続き、本年3月にも34名の交流を実施いたしました。また、社員一人ひとりの貢献成果に応じた公正処遇の実現を目指し、松坂屋の職能資格型人事制度を大丸と同様、職務型の制度へと本年9月に移行すべく取り組みを進めております。

情報システムにつきましては、本年9月の大丸と松坂屋のシステム統合に向けて準備を進めております。商品コード体系、POSや会計システムをはじめとする諸システムの統一によって、経営改革を支えるインフラを整備し、顧客情報・商品情報のグループ横断的な活用による顧客サービスの向上とマーチャンダイジング業務運営の効率化を推進してまいります。

また、コンプライアンス経営の徹底を期して、最高経営責任者（CEO）を委員長とし、顧問弁護士もメンバーに加えた「コンプライアンス委員会」を設置いたしました。これに基づき、当社、大丸、松坂屋の各内部通報制度を「JFRグループ コンプライアンス・ホットライン」として統合いたしました。

以上のような経営の諸施策を実施いたしました結果、当期の連結業績につきましては、売上高は1兆164

億2百万円となり、また、損益面におきましては、販売費及び一般管理費の圧縮により、営業利益は397億17百万円、経常利益は398億12百万円、当期純利益は205億38百万円となりました。

なお、当連結会計年度は、第1期であり前年比較はありませんが、参考として、今年度の当社グループの年間実質ベースの業績（当社グループ業績に松坂屋グループの平成19年3月1日から平成19年8月31日までの業績を加えたもの）と、大丸グループ、松坂屋グループの前年度の連結業績の合計との比較では、売上高は0.4%増の1兆1,779億1百万円、営業利益は1.7%増の426億32百万円、経常利益は5.5%増の431億51百万円、当期純利益は3.7%増の234億4百万円となっております。

事業の種類別セグメントの業績は、以下のとおりであります。なお、セグメント別の業績数値につきましても、上記と同様、今年度の当社グループの年間実質ベースの業績を前年度の大丸グループ、松坂屋グループの連結業績の合計と比較して記載しております。

百貨店事業

百貨店事業におきましては、経営統合を機に共同販促や商品の共通化に取り組んだ他、新規出店や既存店の改装を行いました。

共同販促では、9月4日～18日を統合記念週間とし、全店舗で展開した「ジョイント・スペシャル フェスティバル」及び「日本列島縦断 スーパーバーゲン」などが来店客数の増に寄与した他、紳士服大型催事や北海道物産展なども、統合メリットを活かして好調に推移いたしました。

また、大丸、松坂屋が、それぞれお互いのカード会員に対する来店促進活動を実施し、両社各店舗間の買い廻りを促進するとともに、外商顧客を対象とする催しの相互交流を実施いたしました。

商品の共通化の取り組みでは、お歳暮ギフトにおいて、大丸、松坂屋の店舗所在地のご当地商品を紹介した「街自慢 十三都」などの「統合記念共通ギフト」を展開した他、クリスマスケーキやバレンタインギフトでは、オリジナル商品を共同企画、展開するなど、品揃えの魅力化に努めるとともに、他社との差別化を図りました。また、「トロージャン」（紳士服）や「ソフル」（婦人服）など大丸のプライベートブランドを松坂屋各店舗でも販売開始いたしました。加えて、お客さまの声を商品開発に活かした、松坂屋の「ディスプレイ・ワンズ・フォーユー」を大丸の「カスタマーズ・ビュー」に統合し、本年3月から共同展開いたしております。

新規出店では、首都圏において、デパ地下のグルメ感覚と高質スーパーマーケットのデイリー性を融合させた「食の新業態店舗」として、3月に大丸ららぽーと横浜店、10月に大丸浦和パルコ店をオープンいたしました。さらに、11月には大丸東京店が「グラントウキョウ ノースタワー」に移転増床し、第1期グランドオープンいたしました。同店は自分の価値観を確立した「オトナ」の「ライフスタイル」にこだわった百貨店をコンセプトとして、和洋スイーツや都内最大級規模の化粧品フロアをはじめ、特徴あるカフェやレストランなどを配し、多くのお客さまからのご支持を得ております。なお既存店では、5月に松坂屋名古屋店本館9階、10階のレストラン街を17年ぶりに全面改装し、“次世代の百貨店レストラン街”へ一新いたしました。また、本年3月には、同店に“日本最大級の時計サロン”をオープンさせるとともに、同名古屋駅店

では1階・2階の婦人雑貨・食品フロアの改装を行いました。さらに、株式会社博多大丸福岡天神店では、本年4月に全館改装し、グランドオープンを迎えるはこびとなりました。

その他、11月には松坂屋各店で「中日ドラゴンズ日本一記念セール」を開催し、とりわけ名古屋店では、多くのお客さまにご来店いただきました。

以上のような施策に取り組んでまいりました結果、百貨店事業の売上高は、0.3%増の8,987億56百万円、また営業利益は、販売費及び一般管理費の効率化に取り組んだものの0.5%減の340億89百万円となりました。

スーパーマーケット事業

株式会社大丸ピーコック、株式会社松坂屋ストアをはじめとするスーパーマーケット事業では、「高質な食生活提案型」スーパーマーケットの確立を目指して、常に変化するマーケットに対応し、お客さまから支持される魅力ある品揃えの充実、販売サービスの向上、効率的なオペレーションに努めてまいりました。

大丸ピーコックでは、都市型スーパーマーケットの新モデル店として、3月には「三田伊皿子店」、「東池袋店」、「芝浦アイランド店」、11月には「西梅田店」、2月には「新神戸店」を相次いでオープンいたしました。

加えて、発注・在庫の効率化を目指した新しいコントロールシステムの導入等による業務オペレーションの精度アップや商品管理の徹底による粗利益率の向上策等の取り組みを行い、営業収益の拡大を図るとともに、販売費及び一般管理費の効率化に努めました結果、スーパーマーケット事業の売上高は2.3%増の1,333億23百万円、営業利益は12.3%増の18億11百万円となりました。

卸売事業

大丸興業株式会社では、変化を続けるお客さまニーズへのきめ細かな対応や重点マーケットへの深耕に取り組むとともに、新規商材の開発に努めましたが、売上高は5.3%減の906億22百万円となりました。一方、収益構造の改善による売上総利益率の向上に努めるとともに、営業事務をはじめとする業務オペレーションの標準化や効率化などにより販売費及び一般管理費の削減を図った結果、営業利益は15.5%増の33億27百万円となりました。

その他事業

その他事業では、建装事業の株式会社大丸装工が、首都圏を中心に大きく売上を伸ばしたのをはじめ、それぞれの事業分野で競争力と収益力の強化に取り組んだ結果、売上高は6.4%増の1,081億7百万円となりました。また、営業利益は販売費及び一般管理費の圧縮に努めました結果、12.7%増の39億72百万円になりました。

企業集団の事業セグメント別売上高、営業利益

(単位：百万円)

事業セグメント	第 1 期			
	売上高		営業利益	
	実績	構成比	実績	構成比
百貨店業	755,820	74.3%	31,341	79.0%
スーパーマーケット業	119,733	11.8	1,884	4.7
卸売業	90,622	8.9	3,327	8.4
その他事業	97,431	9.6	3,634	9.1
消去	△47,205	△4.6	△469	△1.2
合計	1,016,402	100.0	39,717	100.0

(参考)

企業集団の事業セグメント別売上高、営業利益（年間実質ベース）

松坂屋グループの平成19年3月1日から8月31日の売上高を含めた年間実質ベースの数値を記載しております。
(単位：百万円)

事業セグメント	第 1 期					
	売上高			営業利益		
	実績	構成比	対前年増減率	実績	構成比	対前年増減率
百貨店業	898,756	76.3%	0.3%	34,089	80.0%	△0.5%
スーパーマーケット業	133,323	11.3	2.3	1,811	4.2	12.3
卸売業	90,622	7.7	△5.3	3,327	7.8	15.5
その他事業	108,107	9.2	6.4	3,972	9.3	12.7
消去	△52,909	△4.5	△6.9	△568	△1.3	△51.1
合計	1,177,901	100.0	0.4	42,632	100.0	1.7

百貨店業の商品別及び会社別、店別売上高（年間実質ベース）は次のとおりであります。

百貨店業の商品別売上高（単位：百万円）

商品別	金額	構成比	対前年増減率
紳士服・洋品	74,405	8.3%	△3.2%
婦人服・洋品	258,884	28.8	△1.4
子供服・洋品	18,636	2.1	△4.2
呉服・寝具・その他衣料	23,017	2.5	0.2
身回り品	104,619	11.6	△3.7
家具	14,238	1.6	△3.6
家電	3,738	0.4	△6.1
家庭用品	33,120	3.7	0.9
食料品	210,078	23.4	4.9
食堂喫茶	24,875	2.8	8.5
雑貨	116,888	13.0	2.0
サービス	7,331	0.8	1.8
その他	8,665	1.0	△2.3
J.フロントリテイリング及びセグメント内消去	256	0.0	-
合計	898,756	100.0	0.3

百貨店業の会社別、店別売上高（単位：百万円）

会社別、店別	金額	構成比	対前年増減率
株式会社大丸 大阪・心齋橋店	85,237	9.5%	△2.4%
株式会社大丸 大阪・梅田店	65,273	7.3	△2.8
株式会社大丸 東京店	59,709	6.6	13.5
株式会社大丸 ちらぼーと横浜店(注)	3,824	0.4	-
株式会社大丸 浦和パルコ店(注)	2,224	0.2	-
株式会社大丸 京都店	84,113	9.4	0.2
株式会社大丸 山科店	5,893	0.7	2.2
株式会社大丸 神戸店	99,779	11.1	△1.4
株式会社大丸 新長田店	6,172	0.7	△0.9
株式会社大丸 須磨店	10,827	1.2	△1.0
株式会社大丸 芦屋店	9,084	1.0	△0.1
株式会社大丸 札幌店	49,999	5.6	3.7
小計	482,141	53.7	2.1
株式会社松坂屋 名古屋店	136,344	15.2	△2.6
株式会社松坂屋 岡崎店	5,831	0.7	△4.6
株式会社松坂屋 名古屋駅店	12,444	1.4	△0.1
株式会社松坂屋 豊田店	10,022	1.1	△0.6
株式会社松坂屋 高槻店	16,260	1.8	△2.9
株式会社松坂屋 上野店	59,101	6.6	0.9
株式会社松坂屋 銀座店	15,630	1.7	△4.8
株式会社松坂屋 静岡店	29,819	3.3	△1.6
小計	285,455	31.8	△1.8
株式会社博多大丸	75,608	8.4	△0.6
株式会社下関大丸	21,836	2.4	△1.8
株式会社高知大丸	17,994	2.0	△2.4
株式会社今治大丸	6,069	0.7	△2.6
株式会社横浜松坂屋	9,394	1.0	△1.4
J.フロントリテイリング及びセグメント内消去	256	0.0	-
合計	898,756	100.0	0.3

(注) ちらぼーと横浜店は、平成19年3月15日に、また浦和パルコ店は、平成19年10月10日にオープンいたしました。

(2)設備投資の状況

①当連結会計年度中に完成した主要設備

当連結会計年度中における設備投資の総額は、200億63百万円（年間実質ベースでは252億6百万円）であります。年間実質ベースでの主なものは、百貨店業では、株式会社大丸の東京新店移転工事93億60百万円、浦和パルコ店出店工事11億5百万円等、株式会社松坂屋の名古屋店改装工事25億29百万円、上野店改装工事6億30百万円、株式会社博多大丸の改装工事19億23百万円などであります。また、スーパーマーケット業では、株式会社大丸ピーコックが、主に三田伊皿子店、東池袋店、芝浦アイランド店、西梅田店、新神戸店の新規出店による新店工事等に11億81百万円を、株式会社松坂屋ストアが店舗の改装等に1億63百万円を投資いたしました。

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

当連結会計年度末における継続中の主要設備の新設、拡充の主なもの、百貨店業では、株式会社博多大丸福岡天神店の全館改装、スーパーマーケット業では、大丸ピーコックの新千里西町店、エクセピーコックパサージュ青山店、エクセピーコックグランデュオ蒲田店等であります。

③重要な固定資産の売却、撤去、減失

平成20年2月に、資産効率、資金効率向上の観点から株式会社大丸において大阪府中央区所在の鰻谷駐車場土地を売却いたしました。

(3)資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(4)対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、米国経済の減速や円高・株安等による景気減速懸念が強まるなか、業種・業態を超えての競合激化に加えて、個人消費の先行きについても不透明感が増すなど、ますます厳しくなるものと予想されます。

こうした厳しい環境に対処し、当社のグループビジョンである「百貨店事業を核とした、質・量ともに日本を代表する小売業界のリーディングカンパニーの地位確立」を図るため、中長期プラン「フロンティア21」（2008～2016年度）及びその第1期3ヵ年経営計画（2008～2010年度）をスタートさせ、顧客満足と企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

主力の百貨店事業では、統合により実現した27店舗のネットワークと400万人を超えるカード顧客基盤を最大限に活用し、営業力の強化に取り組んでまいります。大丸では「第2次営業改革」を早期に完成させ、さらなる収益力の強化を図ってまいります。一方、松坂屋においては大丸のノウハウを活用した営業、外商、後方業務、人事の諸経営改革を推進し、損益構造を抜本的に改革することで営業利益率の飛躍的向上を図ってまいります。

また、成長力、収益力の強化に向け、引き続き、梅田店増床、東京店第2期増床、浜松出店等諸計画の具体化や、銀座六丁目地区再開発、名古屋栄地区再開発計画にも全社を挙げて取り組んでまいります。

関連事業につきましては、1業種1社体制に向け、本年度に統合予定のスーパーマーケット事業、建装事業など、グループ事業の再編・統合を進め、経営資源の有効活用を図ることで、競争力、収益力の強化を目指してまいります。

また、当社グループとしての人的生産性や組織効率の向上を目指し、当社と大丸、松坂屋それぞれの役割と責任を明確にして、本社機能の統合や組織の再編成を引き続き推進するなど、効率的な組織運営や要員配置を進めてまいります。

さらに、今後求められる各業務分野での高度な専門人材に関しては、バイヤー、セールスマネジャーなど営業部門を中心に、中長期的視点で育成に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なにとぞ一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	平成19年度 第1期
売 上 高	1,016,402百万円
営 業 利 益	39,717百万円
経 常 利 益	39,812百万円
当 期 純 利 益	20,538百万円
1株当たりの当期純利益	45円74銭
総 資 産	805,375百万円
純 資 産	315,854百万円

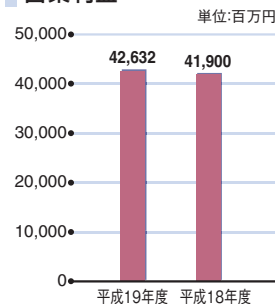
平成19年度 第1期(参考)	平成18年度
1,177,901百万円	1,173,706百万円
42,632百万円	41,900百万円
43,151百万円	40,885百万円
23,404百万円	22,560百万円
—	—
805,375百万円	—
315,854百万円	—

(注) 1. 第1期(参考)は、松坂屋グループの平成19年3月1日から8月31日の業績を含めた年間実質ベースの数値であります。
2. 平成18年度は、大丸グループと松坂屋グループの連結決算数値を単純合算した参考数値であります。

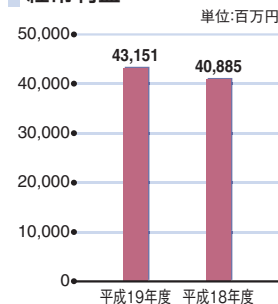
売上高



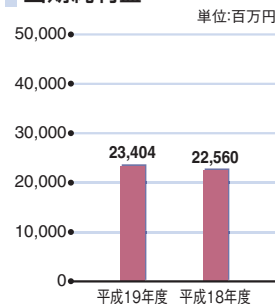
営業利益



経常利益



当期純利益



② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第1期 (自平成19年9月3日 至平成20年2月29日)
営 業 収 益	7,653百万円
営 業 利 益	6,131百万円
経 常 利 益	5,753百万円
当 期 純 利 益	5,906百万円
1株当たりの当期純利益	11円06銭
総 資 産	294,781百万円
純 資 産	278,243百万円

(6)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

(単位：百万円、%)

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社大丸	20,283	100.0	百貨店業
株式会社松坂屋	9,765	100.0	百貨店業
株式会社博多大丸	3,037	69.9	百貨店業
株式会社下関大丸	480	100.0	百貨店業
株式会社高知大丸	300	100.0	百貨店業
株式会社今治大丸	300	100.0	百貨店業
株式会社横浜松坂屋	100	100.0	百貨店業
株式会社大丸ピーコック ※	2,550	100.0	スーパーマーケット業
株式会社松坂屋ストア ※	100	100.0	スーパーマーケット業
株式会社横浜松坂屋ストア	80	100.0	スーパーマーケット業
野沢商事株式会社	69	100.0	スーパーマーケット業
大丸興業株式会社 ※	1,800	100.0	物品卸売業・輸出入業
株式会社大丸装工 ※	100	100.0	建築工事請負業
株式会社大丸木工	80	100.0	家具製造業
株式会社DHJ	180	100.0	家具卸売・小売業
松坂屋誠工株式会社 ※	100	100.0	建築工事請負業
日本リフェクス株式会社 ※	76	100.0	グラスレスミラー製造・販売
JFRカード株式会社 ※	100	100.0	クレジット業
株式会社大丸ホームショッピング ※	100	100.0	通信販売業
株式会社レストランピーコック ※	100	100.0	飲食店業
松栄食品株式会社 ※	100	87.6	飲食店業、食料品の製造・卸売
株式会社ディンプル ※	90	100.0	人材派遣業
株式会社大丸セールスアソシエーツ ※	90	100.0	販売・店舗運営業務受託業
テンプスタイル株式会社	90	100.0	人材派遣業
栄印刷株式会社 ※	100	100.0	印刷業
株式会社大丸コム開発 ※	50	100.0	不動産賃貸業・テナント業
有限会社常磐商会	3	100.0	保険代理業
株式会社消費科学研究所 ※	450	100.0	商品試験・品質管理業
株式会社JFR情報センター ※	10	100.0	情報サービス業
株式会社大丸ビジネスサポート ※	10	100.0	事務処理業務受託業
株式会社大丸リース&サービス ※	30	100.0	リース業・駐車場管理業
株式会社東都運搬社	24	66.7	運送業
松坂サービス株式会社 ※	100	100.0	店舗装飾、ビルメンテナンス業
株式会社セントラルパークビル	100	85.7	駐車場業、不動産賃貸業
株式会社エンゼルパーク	400	49.8	駐車場業
株式会社大丸友の会	100	100.0	前払式特定取引業
株式会社マツザカヤ友の会	50	100.0	前払式特定取引業

(注) 1. 当社の出資比率は株式会社大丸及び株式会社松坂屋は直接保有、その他は間接保有であります。なお、※印の子会社は、平成20年3月1日をもって当社の直接保有子会社となりました。

2. 株式会社大丸情報センターは平成19年9月3日をもって株式会社JFR情報センターに、株式会社大丸クレジットサービスは平成20年1月2日をもってJFRカード株式会社に、株式会社大丸ビジネスサポートは平成20年3月1日をもって株式会社JFRオフィスサポートに、またテンプスタイル株式会社は、平成20年3月31日をもってエムスタイル株式会社にそれぞれ社名変更をしております。

(7) 主要な事業内容

百貨店業、スーパーマーケット業、卸売業及びその他の事業として建装工事請負業、通信販売業等

(8) 主要な営業所

(百貨店業)

名称	所在地	名称	所在地
株式会社大丸		株式会社松坂屋	
大阪・心齋橋店	大阪府中央区	名古屋屋店	名古屋市中区
大阪・梅田店	大阪府北区	岡崎店	愛知県岡崎市
東京	東京都千代田区	名古屋駅前店	名古屋市中村区
らぽーと横浜店	横浜市都筑区	豊田店	愛知県豊田市
浦和パルコ店	さいたま市浦和区	高槻店	大阪府高槻市
京都	京都市下京区	上野店	東京都台東区
山科	京都市山科区	銀座店	東京都中央区
神戸	神戸市中央区	静岡	静岡市葵区
新長田	神戸市長田区	株式会社博多大丸	福岡市中央区
須磨	神戸市須磨区	株式会社下関大丸	山口県下関市
芦屋	兵庫県芦屋市	株式会社高知大丸	高知県高知市
札幌	札幌市中央区	株式会社今治大丸	愛媛県今治市
		株式会社横浜松坂屋	横浜市中区

(スーパーマーケット業)

名称	所在地
株式会社大丸ピーコック	関東地区：東京都34、神奈川県5、千葉県3、埼玉県1 関西地区：大阪府19、京都府2、兵庫県15、奈良県1
株式会社松坂屋ストア	関東地区：東京都5、神奈川県1、千葉県2 中部地区：愛知県8
株式会社横浜松坂屋ストア	神奈川県2
野沢商事株式会社	神奈川県2

(卸売業)

名称	所在地
大丸興業株式会社	本社：大阪府中央区、東京都江東区 事務所：群馬県1、長野県1、愛知県1、福岡県1、大分県1、海外6

(その他の子会社)

本社：東京都3社、大阪市14社、名古屋市7社、岡崎市1社

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区分	員数
百貨店業	7,012 人
スーパーマーケット業	1,113
卸売業	227
その他事業	1,345
合計	9,697

② 当社の従業員の状況

員数	平均年齢
194 人	46.5 才

(注) 上記従業員のほかに、臨時従業員が期中平均で7,827人おります。

(10) 主要な借入先

企業集団の主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入額	借入先	借入額
日本政策投資銀行	14,906	りそな銀行	4,835
三菱東京UFJ銀行	11,108	農林中央金庫	3,693
三井住友銀行	6,954	みずほ銀行	2,450

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 536,238,328株
- (3) 株主数 69,000名
- (4) 大株主

株主名	持株数
日本生命保険相互会社	28,906 千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	25,882
株式会社三菱東京UFJ銀行	17,903
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	17,681
第一生命保険相互会社	11,564
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託B口）	8,468
東京海上日動火災保険株式会社	8,369
大丸共栄持株会	8,115
住友信託銀行株式会社	7,722
モルガンスタンレーアンドカンパニーインク	6,968

(注) 発行済株式（自己株式を除く）総数の10分の1以上の数の株式を有する株主は該当ありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員等が保有している、職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

J.フロントリテイリング株式会社第5回新株予約権（※平成19年9月3日発行）

※平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社松坂屋で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

① 新株予約権を保有する者の区分、人数（新株予約権の目的となる株式の数）

当社取締役（社外取締役を除く）	3名（43,000株）
当社社外取締役	1名（2,000株）

当社監査役	1名（2,000株）
子会社（株式会社松坂屋）の取締役、監査役	3名（16,000株）

②新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり635,000円（株式1株当たり635円）

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり1,000円（1株当たり1円）

⑤新株予約権の行使期間

平成19年9月3日から平成38年7月14日まで

⑥新株予約権の主な行使条件

- イ. 新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位を有するときは、新株予約権を行使できないものとする。
 - ロ. 新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役および執行役員のいずれかの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ハ. 新株予約権者が平成37年7月14日まで当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位を有し、新株予約権を行使することができない場合には、平成37年7月15日から平成38年7月14日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- ニ. 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

⑦新株予約権の主な取得条項

特に定めない。

⑧新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑨有利な条件の内容

該当事項はない。

(2)当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3)その他新株予約権に関する重要な事項

① J. フロント リテイリング株式会社第1回新株予約権（※ 平成19年9月3日発行）

※平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社大丸で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

- ・ 新株予約権の数
100個
- ・ 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式 140,000株（新株予約権1個につき1,400株）
- ・ 各新株予約権の発行価額
無償
- ・ 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
1株当たり404円
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
平成19年9月3日から平成24年5月23日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。
 - ロ. その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・ 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - イ. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で取得することができる。
 - ロ. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合、その地位喪失の時から2年の経過をもって取得する。

② J. フロント リテイリング株式会社第2回新株予約権（※ 平成19年9月3日発行）

※平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社大丸で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

- ・新株予約権の数
115個
- ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式 161,000株（新株予約権1個につき1,400株）
- ・各新株予約権の発行価額
無償
- ・各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
1株当たり317円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年9月3日から平成25年5月22日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。
 - ロ. その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - イ. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で取得することができる。
 - ロ. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合、その地位喪失の時から2年の経過をもって取得する。

③ J.フロント リテイリング株式会社第3回新株予約権（※ 平成19年9月3日発行）

※平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社大丸で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

- ・新株予約権の数
220個
- ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式 308,000株（新株予約権1個につき1,400株）
- ・各新株予約権の発行価額
無償

- ・各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
1株当たり699円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年9月3日から平成26年5月27日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。
 - ロ. その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - イ. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で取得することができる。
 - ロ. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合、その地位喪失の時から2年の経過をもって取得する。

④ J.フロント リテイリング株式会社第4回新株予約権（※ 平成19年9月3日発行）

※平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社大丸で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

- ・新株予約権の数
240個
- ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式 336,000株（新株予約権1個につき1,400株）
- ・各新株予約権の発行価額
無償
- ・各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
1株当たり691円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年9月3日から平成27年5月26日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死

亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から2年間に限り行使できる。

- ロ. その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・ 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - イ. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で取得することができる。
 - ロ. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合、その地位喪失の時から2年の経過をもって取得する。

⑤ J.フロント リテイリング株式会社第6回新株予約権（※ 平成19年9月3日発行）

※平成19年9月3日の株式移転に伴い、株式会社松坂屋で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

- ・ 新株予約権の数
300個
- ・ 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式 300,000株（新株予約権1個につき1,000株）
- ・ 各新株予約権の発行価額
無償
- ・ 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
1株当たり794円
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
平成20年7月15日から平成24年7月14日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

4.会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
取締役会長 (代表取締役)	岡田邦彦	株式会社松坂屋代表取締役会長 株式会社御園座取締役 中部日本放送株式会社取締役
取締役社長 (代表取締役) 兼最高経営責任者	奥田務	百貨店事業政策部長 株式会社大丸代表取締役会長 株式会社大阪証券取引所取締役 株式会社りそなホールディングス取締役
取締役	山本良一	営業改革・外商改革推進担当 株式会社大丸代表取締役社長 株式会社松坂屋取締役
取締役	茶村俊一	銀座再開発担当 株式会社松坂屋代表取締役社長執行役員 株式会社大丸取締役 株式会社白洋舎取締役
取締役専務執行役員	都島敏明	業務本部長
取締役常務執行役員	小島喜代三	関連事業政策部長
取締役常務執行役員	塚田博人	経営計画本部長兼銀座再開発副担当
取締役	安永憲朗	大日本塗料株式会社取締役
取締役	高山剛	大同特殊鋼株式会社代表取締役会長
監査役	古田武	株式会社大丸監査役 株式会社カネカ相談役
監査役	清水定彦	東邦瓦斯株式会社相談役 中部日本放送株式会社取締役
監査役	鶴田六郎	弁護士 千葉大学法科大学院教授 帝国ピストンリング株式会社取締役
監査役(常勤)	城戸敏雄	
監査役(常勤)	中村順司	

(注) 1. 取締役安永憲朗、高山剛の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役古田武、清水定彦、鶴田六郎の3氏は、社外監査役であります。

(ご参考)

○平成20年2月29日現在の執行役員は次のとおりであります。

(取締役の兼務者を除く)

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
執行役員	松田伸治	銀座出店計画室長兼経営計画本部開発事業部長
執行役員	山川浩司	業務本部総務部長
執行役員	平山誠一郎	業務本部人事部長
執行役員	土井和夫	業務本部コスト構造改革推進部長
執行役員	原田隆晴	百貨店事業政策部副部長兼MD統括部長兼マーケティング企画推進室長兼営業企画推進室長兼首都圏百貨店戦略推進室長

(2)取締役及び監査役の報酬等の額

	支給人員	報酬等の総額
取締役	9名	146百万円
(うち社外取締役)	(2)	(11)
監査役	5	36
(うち社外監査役)	(3)	(12)
計	14	182

(注) 1. 上記報酬等の総額には、第1期定時株主総会において決議予定の役員賞与58百万円を含めております。

2. 定款規定による取締役の報酬限度額は、月額50百万円であります。

3. 定款規定による監査役の報酬限度額は、月額7百万円であります。

(3)当該事業年度に係る役員報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針の決定方法及び内容の概要

社外取締役が委員として参加する「人事・報酬委員会」に委ね、1年毎の業績に対応した成果・成功報酬型の仕組みを採っております。

(4)社外役員に関する事項

<社外取締役>

	安 永 憲 朗	高 山 剛
ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況	該当事項はありません。	大同特殊鋼株式会社代表取締役会長
イ. 他の会社の社外役員の兼任状況	大日本塗料株式会社社外取締役	該当事項はありません。
ウ. 特定関係事業者との関係	該当事項はありません。	該当事項はありません。
エ. 当事業年度における主な活動状況	当事業年度開催の取締役会8回のうち、8回に出席し、第三者の立場から経営意思決定に対し、適宜質問し、意見を述べております。	当事業年度開催の取締役会8回のうち、5回に出席し、経営者としての知見に基づき大所高所から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
オ. 責任限定契約の内容の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

<社外監査役>

	古 田 武	清 水 定 彦	鶴 田 六 郎
ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況	該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。
イ. 他の会社の社外役員の兼任状況	株式会社大丸社外監査役	中部日本放送株式会社社外取締役	帝国ピストンリング株式会社社外取締役
ウ. 特定関係事業者との関係	該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。
エ. 当事業年度における主な活動状況	当事業年度開催の取締役会8回のうち、8回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会9回のうち9回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。	当事業年度開催の取締役会8回のうち、8回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会9回のうち9回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。	当事業年度開催の取締役会8回のうち、8回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会9回のうち9回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
オ. 責任限定契約の内容の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。

5.会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の名称

新日本監査法人

(2)会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額	15百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	132

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 上記金額には、非監査業務に係る報酬3百万円を含めて記載しております。

(3)非監査業務の内容

財務報告に係る内部統制システム整備のためのコンサルティング業務

(4)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第304条第1項の解任事由に該当し、もしくは監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じ、これらにより当該会計監査人の解任もしくは不再任が相当であると判断されるに至ったときは、監査役会においては、監査役全員の同意による会計監査人の解任を行うか、あるいは解任もしくは不再任を株主総会の目的とするを取締役会へ請求することについて審議され、また取締役会においては、監査役会の意見を踏まえ、会計監査人の解任もしくは不再任を株主総会の目的とするについて審議いたします。

6.会社の体制及び方針

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成19年9月3日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について決議し、同年11月26日開催の取締役会で下記のとおり改定・決議いたしました。

I. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

(1)コーポレートガバナンス

- ①経営に係る重要事項の最終意思決定及び取締役の職務執行の監督は、「取締役会規程」に則り、毎月1回以上開催する取締役会において行う。
- ②取締役会の意思決定、監視行為等について、経営トップから独立した判断を下し、適切な意思決定ができる独立性の高い社外取締役を置く。
- ③監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役及び執行役員の職務執行を監査

する。

- ④有識経験者であり、客観的な立場から当社の経営を監視する社外監査役を招聘し、監査機能を強化する。
- ⑤取締役会、監査役会の他、以下の会議体を運営する。
 - グループ経営会議
(社内取締役で構成し、常勤監査役の出席を求め、経営全般に関わる重要な方針・政策についての方向性を決定・承認する。)
 - グループ戦略会議
(社内取締役で構成し、戦略に関するタイムリーなテーマを論議、方向付けを行う。)
 - 業績検討会
(社内取締役で構成し、業績及び関連する課題の進捗確認を行う。)
 - 部門長会議
(東京常駐社内取締役と部門長で構成し、重要案件のチェックとフォローを行う。)
 - 百貨店政策戦略会議
(百貨店政策に関する重要かつタイムリーなテーマを論議し、方向付けを行う。)
 - 関連事業社長会議、SS事業社長会議
(百貨店を除くグループ各社の業績進捗確認と課題の確認及び情報共有を行う。)
 - 人事戦略会議
(グループ全体の人事戦略、人事制度についての論議を行う。)
 - 取締役連絡会議
(タイムリーな情報共有と部門会議決定事項の周知徹底を目的に毎日開催する。)
- ⑥2本部、2政策部制を敷き、組織の役割・責任・権限の明確化を図るとともに、執行役員制度を導入し、経営の意思決定と業務執行の分離を図る。

(2)コンプライアンス

- ①グループの全役職員に対して「JFRグループ理念」、「JFRグループ方針」を浸透させる。
- ②コンプライアンス経営に係る取締役会の諮問機関として、最高経営責任者（CEO）を委員長とし、顧問弁護士、常勤取締役、常勤監査役をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置する。
- ③コンプライアンス委員会は、社内規程、業務運営マニュアル、管理体制策定等の基盤整備に努めるとともに、事務局を通じた定期的な階層別コンプライアンス教育によりグループ全社に法令及び社内ルールを遵守する体制を強化する。なお、社内規程、マニュアル等はイントラネットに掲載することで、全役職員がいつでも閲覧、確認できることとする。
- ④グループ各社にコンプライアンス推進担当部門、担当者を設置し、日常的に法令、社内規程に則った業務運営の監督、指揮を行う。
- ⑤コンプライアンス委員会は、グループ各社のコンプライアンス推進担当者から各所管のコンプライアンス状況について定期的に報告を求め、適切な是正措置をとり、再発防止策を策定、これを実施させ

る。

- ⑥社外（顧問弁護士）にも通報窓口を置くJFRグループの内部通報システムとして、グループ各社で勤務するすべての者が利用できる「JFRグループ コンプライアンス・ホットライン」を設置する。
- ⑦内部監査室を設置し、当社及びグループ各社の業務監査を行い、その業務プロセスの適切性、有効性を検証し、当社各部門及びグループ各社に指揮・啓蒙を行う。なお、重要な事項については、取締役会、監査役会へ適切に報告する。

(3)財務報告の適正性確保のための体制

会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を構築する。

II. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ①事業運営上のリスクについては、各々所管部門の本部長、政策部長を統括責任者として、部門に即したリスクチェック項目を策定し、分析・管理を行い、管理状況を定期的に報告する。
- ②認識された事業運営上のリスクのうち特に重大な案件については、対応方針をグループ戦略会議等において審議・決定し、各所管部門がこれを実行することで、リスクの発生を防止する。
- ③大規模な地震、火災、事故等の有事においては、最高経営責任者（CEO）を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたる。

III. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- ①取締役の職務の執行に係る以下の文書については、文書管理規程に基づき各所管部門が定められた期間、保存・管理し、常時閲覧できる体制をとる。
 - 1)株主総会議事録と関連資料
 - 2)取締役会議事録と関連資料
 - 3)稟議書、申請書、報告書
 - 4)財務報告に係る関係書類
- ②取締役が主宰する会議体の議事録と関連資料、その他取締役の職務の執行に係る重要な文書については、所管部門が保存・管理し、常時閲覧できる体制をとる。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ①当社グループの経営組織として2本部、2政策部制を敷き、各本部長、政策部長には取締役が就くこととし、これをもって、取締役会の意思決定事項を執行役員に伝わりやすくし、迅速な業務執行を行う。

- ②最高経営責任者（CEO）、2本部長、2政策部長は、各々の役割・責任・権限に基づき、経営目標、中長期計画の達成に向けて、これらの全役職員への周知徹底、実行指示及び効率的な業務執行の監督を行う。また、経営目標、中長期計画に基づく各部門の目標達成の進捗状況については、業績検討会、部門長会議等において報告を求め、管理する。
- ③全社的な重要事項についての検討、決定にあたっては、グループ経営会議、グループ戦略会議等を有効に活用し、取締役会の意思決定に資するものとする。

V. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- ①本部長及び政策部長は、各々所管するグループ各社に対し、必要と認められる業務についての適切な内部統制システムの整備を行うよう指導し、グループの連携体制を構築する。
- ②本部長及び政策部長は、各々所管するグループ各社に対し、月度の百貨店政策戦略会議、関係事業社長会議、SS事業社長会議等において業務報告を求め、適正な業務執行を監督する。
- ③内部監査室が、グループ各社の日常業務について、内部監査を行い、その業務プロセスの適切性、有効性を検証し、当社各部門及びグループ各社に指導・啓蒙を行う。重要な事項については、取締役会、監査役会へ適切に報告する。
- ④コンプライアンス委員会は、グループ各社にコンプライアンス推進担当部門、担当者を設置し、会議体の活用により、グループ全社におけるコンプライアンス経営を統制する。
- ⑤当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認められる場合には、グループ各社は、監査役又はコンプライアンス委員会に報告するものとし、監査役又はコンプライアンス委員会は取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

VI. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号、2号)

- ①監査役職務の補助は、専任の監査役付スタッフがこれを担当する。
- ②監査役付スタッフの任命、異動については、社内監査役との協議の上行う。
- ③監査役付スタッフの人事考課は、社内監査役との協議の上行う。

VII. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役への報告が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第3号、4号)

- ①取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、

取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

- ②監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及びグループ経営会議等重要な会議及び委員会に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて役職員にその説明を求めることができる。
- ③内部監査室は、監査役から依頼または請求があった場合には、必要な監査並びに監査報告書の提出、その他の業務を行う。
- ④監査役会は、監査役監査の環境整備、代表取締役との関係強化、監査役監査の経営に対するフィードバックのため、「監査役会規程」に則り、代表取締役との定期的会合等を持つ。

(2)株式会社の支配に関する基本方針

当社は、高い成長性と高収益・高効率を実現させ、「百貨店事業を核とした、質量ともに日本を代表する小売業界のリーディングカンパニーの地位確立」を目指すことを経営の基本方針としております。かかる経営の基本方針こそが、当社の企業価値を高める根源であると考えており、株式大量保有者に対する取り組み等についての格別の定めはしておりません。

(3)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、健全な財務体質の維持・向上を図りつつ、利益水準、今後の設備投資、キャッシュ・フローの動向等を勘案し、連結配当性向30%を目処に適切な利益還元を行うことを基本方針としております。また、資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行などを目的として自己株式の取得も適宜検討してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成20年2月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	193,525	流動負債	278,259
現金及び預金	37,562	支払手形及び買掛金	89,956
受取手形及び売掛金	74,311	短期借入金	47,968
有価証券	1,531	未払法人税等	11,314
たな卸資産	45,154	前受金	30,319
繰延税金資産	10,349	商品券	36,844
その他の	25,400	賞与引当金	6,216
貸倒引当金	△784	役員賞与引当金	263
		販売促進引当金	1,999
		商品券等回収損失引当金	5,975
		その他の	47,400
固定資産	611,849	固定負債	211,260
有形固定資産	472,788	社債	19,000
建物及び構築物	133,810	長期借入金	36,073
土地	335,025	繰延税金負債	101,919
建設仮勘定	1,047	退職給付引当金	36,143
その他の	2,904	役員退職慰労引当金	206
無形固定資産	20,423	負ののれん	10,502
その他の	20,423	その他の	7,415
投資その他の資産	118,636	(純資産の部)	(315,854)
投資有価証券	48,416	株主資本	306,753
長期貸付金	1,205	資本金	30,000
敷金及び保証金	47,362	資本剰余金	209,787
繰延税金資産	10,008	利益剰余金	72,938
その他の	13,488	自己株式	△5,973
貸倒引当金	△1,843	評価・換算差額等	1,069
		その他有価証券評価差額金	1,098
		繰延ヘッジ損益	△29
		新株予約権	136
		少数株主持分	7,895
資産合計	805,375	負債純資産合計	805,375

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成19年3月1日から平成20年2月29日まで)

(単位：百万円)

科目	金額		
売上高	1,013,221	1,016,402	
商品売上高	3,181		
不動産売上	763,698	765,101	
不動産売上	1,403		
販売費及び一般管理費		251,301	
営業外収益		211,583	
受取配当金	270	39,717	
受取配当金	372		
雑収入	158		
雑収入	4,875		
営業外費用		5,676	
雑支出	1,543		
経常利益	4,038	5,582	
特別利益		39,812	
固定資産売却益	3,827	6,126	
投資有価証券売却益	32		
移転の補償	2,083		
その他	182		
特別損失		10,624	
固定資産売却損	274		
固定資産処分損	3,900		
投資有価証券評価損	362		
関係会社株式評価損	100		
商品券等回収損失引当金繰入	2,572		
減損	2,078		
販売促進引当金繰入	407		
新設店舗開設前費用	352		
店舗移転費用	229		
その他	346		
税金等調整前当期純利益			35,314
法人税、住民税及び事業税	15,710		13,953
法人税等調整額	△1,756		
少数株主利益		822	
当期純利益		20,538	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成19年3月1日から平成20年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					評価・換算差額等			新株 予約権	少数 株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主 資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計			
平成19年2月28日残高	20,283	23,184	60,982	△5,493	98,956	6,561	△1	6,560	-	3,791	109,308
連結会計年度中の変動額											
株式移転による変動額	9,716	185,921			195,638						195,638
剰余金の配当			△3,745		△3,745						△3,745
当期純利益			20,538		20,538						20,538
自己株式の取得		682		△5,448	△4,766						△4,766
自己株式の処分		△0	△2	135	132						132
自己株式の消却			△4,834	4,834	-						-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						△5,462	△28	△5,491	136	4,103	△1,251
連結会計年度中の変動額合計	9,716	186,603	11,956	△479	207,797	△5,462	△28	△5,491	136	4,103	206,545
平成20年2月29日残高	30,000	209,787	72,938	△5,973	306,753	1,098	△29	1,069	136	7,895	315,854

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

[ご参考]

連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

(平成19年3月1日から平成20年2月29日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	27,796
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,792
財務活動によるキャッシュ・フロー	△39,309
現金及び現金同等物に係る換算差額	△73
現金及び現金同等物の増減額	△5,794
現金及び現金同等物の期首残高	33,103
株式移転による現金及び現金同等物の増加額	7,634
現金及び現金同等物の期末残高	34,944

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

(平成20年2月29日現在)

現金及び預金勘定	37,562百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△2,635百万円
現金及び現金同等物の範囲に含めた 有価証券	16百万円
現金及び現金同等物の期末残高	34,944百万円

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 38社 (株式会社大丸、株式会社松坂屋、株式会社博多大丸、株式会社大丸ピーコック、大丸興業株式会社 他)

(2) 非連結子会社 11社 (博多大丸友の会株式会社、株式会社博多大丸カードサービス 他)
非連結子会社の合計の総資産、売上高、当期純損益 (持分相当額) 及び利益剰余金 (持分相当額) は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社
関連会社 6社 (株式会社白青舎、株式会社心斎橋共同センタービルディング、八重洲地下街株式会社、株式会社JPロジサービス、若宮大通駐車場株式会社、栄リネンサプライ株式会社)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社
非連結子会社 11社 (博多大丸友の会株式会社、株式会社博多大丸カードサービス 他)
関連会社 2社 (株式会社銀座都市企画、有限会社五光)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの) については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として売価還元法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び構築物は主として定額法、その他の有形固定資産は主として定率法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法

ただし、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

創立費

支出時全額費用処理

- (4)重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②賞与引当金
従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
 - ③役員賞与引当金
役員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
 - ④販売促進引当金
販売促進を目的とするポイントカード制度により発行されたポイントお買物券の未引換額に対し、過去の回収実績率に基づき将来利用されると見込まれる額、及び、カードの切替に伴い将来利用可能となるが見込まれる額を引当計上しております。
 - ⑤商品券等回収損失引当金
商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。
 - ⑥退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年から13年）による定額法により按分した額を発生年度から費用処理しております。また、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年から13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理しております。
 - ⑦役員退職慰労引当金
一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を引当計上しております。
- (5)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。
- (6)重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (7)重要なヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を、金利スワップ及び金利キャップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
 - ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：為替予約取引、金利スワップ取引及び金利キャップ取引
ヘッジ対象：外貨建営業債権債務、外貨建予定取引、借入金及び借入金の支払利息
 - ③ヘッジ方針
当社グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。
- (8)消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。
6. のれん及び負債ののれんの償却に関する事項
のれんは発生以後5年間で均等償却しており、金額が僅少なものは、発生年度に全額を一括償却しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1.有形固定資産の減価償却累計額	224,190百万円
2.担保に供している資産	
建物及び構築物	16,352百万円
土地	17,725百万円
投資有価証券	947百万円
担保に係る債務の金額	17,122百万円
3.債権流動化に伴う受取手形未決済残高	1,934百万円
4.保証債務残高	
株式会社大丸従業員住宅他融資の保証	80百万円
株式会社松坂屋従業員住宅融資金の保証	13百万円
株式会社SDS企画(株式会社大丸の子会社)	439百万円
銀行借入保証及びリース契約保証	
計	533百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1.当連結会計年度の末日における発行済株式の総数	
普通株式	536,238,328株

2.当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年4月9日 取締役会	株式会社大丸 普通株式	1,582	6.00	平成19年2月28日	平成19年5月2日
平成19年10月15日 取締役会	株式会社大丸 普通株式	1,582	6.00	平成19年8月31日	平成19年11月20日
平成19年10月15日 取締役会	株式会社松坂屋ホールディングス 普通株式	580	3.50	平成19年8月31日	平成19年11月20日

当社は、平成19年9月3日に株式会社大丸と株式会社松坂屋ホールディングスが経営統合し両社を完全子会社とする共同持株会社として設立されているため、上記の支払額は株式会社大丸の取締役会及び株式会社松坂屋ホールディングスの取締役会において決議された金額を記載しております。

3.当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年4月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,380	4.50	平成20年2月29日	平成20年5月1日

4.連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	738,000株

(1株当たり情報に関する注記)

1.1株当たり純資産額	581円97銭
2.1株当たり当期純利益	45円74銭

(重要な後発事象に関する注記)

株式会社大丸及び株式会社松坂屋が保有する子会社株式の会社分割による当社への吸収分割について

当社及び当社の完全子会社である株式会社大丸並びに株式会社松坂屋は、平成20年1月10日開催の各社取締役会決議に基づき、両社が保有する子会社株式を当社へ移管する吸収分割を平成20年3月1日に実施いたしました。

1. 会社分割の目的

当社グループは、平成19年9月3日をもって、株式会社大丸と株式会社松坂屋ホールディングスによる共同株式移転により持株会社体制に移行いたしました。その後、平成19年11月1日には、グループ経営の効率化と、情報伝達及び業務の簡素化、意思決定の迅速化を図り、企業価値を向上させるため、当社が株式会社松坂屋ホールディングスを吸収合併し、当社が株式会社松坂屋の発行済株式の全部を保有することとなりました。今般、持株会社体制の更なる整備に向け、株式会社大丸及び株式会社松坂屋が保有する子会社株式を当社へ移管するため、本件会社分割を行いました。

2. 会社分割の要旨

(1) 吸収分割の効力発生日

平成20年3月1日

(2) 分割方式

当社の完全子会社であります株式会社大丸及び株式会社松坂屋を分割会社、当社を承継会社とする吸収分割方式であります。

なお、本件会社分割は、承継会社である当社においては会社法第796条第3項の規定に基づく簡易吸収分割、また、分割会社である株式会社大丸及び株式会社松坂屋においては会社法第784条第1項の規定に基づく略式吸収分割であるため、いずれも株主総会の承認を得ることなく行いました。

(3) 承継により増加する資本金

承継により増加する資本金はありません。

(4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

分割会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 承継会社が承継する権利義務

当社は、本件会社分割に際して、本件会社分割の効力発生日における株式会社大丸及び株式会社松坂屋が両社の子会社管理事業に関して有する次に記載する資産、債務及びこれらに付随する権利義務を承継いたします。

① 資産

a. 「4. 承継する資産の概要」に記載した大丸及び松坂屋が保有している子会社株式のすべて

b. 上記 a. に掲げる株式に付随する一切の権利義務

② 債務

承継すべき債務及びこれらに付随する権利義務はございません。

③ 雇用契約

承継すべき雇用契約及びこれらの契約に基づき発生する権利義務はございません。

(6) 債務履行の見込み

承継会社である当社ならびに分割会社である株式会社大丸及び株式会社松坂屋は、効力発生日以降に到来する債務の履行の見込みについて問題がないものと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

(1)商号	J.フロント リテイリング株式会社 (承継会社)	株式会社大丸 (分割会社)	株式会社松坂屋 (分割会社)
(2)事業内容	百貨店業等の事業を行う子会社及びグループ会社の経営計画・管理並びにそれに付随する業務	百貨店業を中心とした小売業	百貨店業を中心とした小売業
(3)設立年月日	2007年9月3日	1920年4月16日	1910年2月1日
(4)本店所在地	東京都中央区銀座六丁目10番1号	大阪市中央区心斎橋筋一丁目7番1号	名古屋市中区栄三丁目16番1号
(5)代表者	代表取締役社長 奥田 務	代表取締役社長 山本 良一	代表取締役社長執行役員 茶村 俊一
(6)資本金	30,000百万円	20,283百万円	9,765百万円
(7)発行済株式数	536,238,328株	264,530,356株	165,895,830株
(8)純資産	278,243百万円 (個別)	85,237百万円 (個別)	64,141百万円 (個別)
(9)総資産	294,781百万円 (個別)	252,430百万円 (個別)	189,309百万円 (個別)
(10)決算期	2月末日	2月末日	2月末日
(11)大株主および持株比率	日本生命保険相互会社 5.39% 日本マスタートラスト信託銀行 (信託口) 4.82% 株式会社三菱東京UFJ銀行 3.33%	J.フロント リテイリング株式会社 100%	J.フロント リテイリング株式会社 100%

4. 承継する資産の概要

(1) 承継する資産の内容

株式会社大丸及び株式会社松坂屋が保有している子会社株式

(2) 当社が承継する資産の項目及び金額

当社は、本件会社分割に際して、当社と株式会社大丸、当社と株式会社松坂屋で締結された平成20年1月10日付会社吸収分割契約書に基づき、株式会社大丸が保有する子会社14社の全株式及び株式会社松坂屋が保有する子会社6社の全株式を承継します。

資産（大丸→当社）	
項目	金額
子会社株式	6,436百万円

対象子会社	出資比率
株式会社大丸ビーコック	100%
大丸興業株式会社	100%
株式会社大丸装工	100%
JFRカード株式会社	100%
株式会社大丸ホームショッピング	100%
株式会社レストランビーコック	100%
株式会社ディンプル	100%
株式会社大丸セールスアソシエーツ	100%
株式会社大丸コム開発	100%
株式会社消費科学研究所	100%
株式会社JFR情報センター	100%
株式会社大丸ビジネスサポート	100%
株式会社大丸リース&サービス	100%
株式会社大丸クレセール ※非連結	100%

資産（松坂屋→当社）	
項目	金額
子会社株式	4,240百万円

対象子会社	出資比率
株式会社松坂屋ストア	100%
松坂屋誠工株式会社	100%
日本リフェクス株式会社	100%
松栄食品株式会社	87.6%
栄印刷株式会社	100%
松坂サービス株式会社	100%

5. 会社分割後の当社の状況

当社の商号、事業内容、本店所在地、代表者の役職・氏名、資本金及び決算期に変更はありません。

(貸借対照表等、損益計算書等及び株主資本等変動計算書等により企業集団の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項)

株式移転による企業の取得

(パーチェス法適用)

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

名 称	株式会社 松坂屋ホールディングス
事業の内容	百貨店業等の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配または管理

(2) 企業結合を行った主な理由

日本の百貨店業界は、業種・業態を超えての競争の激化などから業界全体の売上規模は縮小傾向にあり、更なる企業の淘汰が避けられない状況にあります。加えて、人口減少による消費市場の縮小が予想されるなか、競争力に優れた少数の企業グループへの再編・統合が今後も進んでいくことが予想されます。

こうした厳しい環境の中で、株式会社大丸及び株式会社松坂屋ホールディングスは、両社の持つ経営資源、ノウハウの有効活用により、企業価値を向上させることができる経営統合を行うことが最善の選択と判断いたしました。

(3) 企業結合日

平成19年9月3日

(4) 企業結合の法的形式

株式移転

(5)結合後企業の名称
J.フロント リテイリング株式会社

(6)取得した議決権比率
100%

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間
平成19年9月1日から平成20年2月29日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	195,638百万円
取得に直接要した費用	865百万円
新株予約権価額	136百万円
取得原価	196,640百万円

4. 株式の種類別の移転比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(1)株式の種類及び移転比率

株式会社大丸の普通株式1株に対して当社の普通株式1.4株を、株式会社松坂屋ホールディングスの普通株式1株に対して当社の普通株式1株をそれぞれ割り当てて交付いたしました。

(2)移転比率の算定方法

株式会社大丸及び株式会社松坂屋ホールディングスは財務面、財務会計面でお互いにそれぞれの分野の専門家を交えてデュー・デリジェンスを行い、株式移転比率に重要な影響を与える未開示情報はないことを確認いたしました。株式会社大丸及び株式会社松坂屋ホールディングスは、それぞれが独立した立場で公正かつ妥当な株式移転比率を検討することがそれぞれの株主の利益を確保することにつながるものと判断し、ファイナンシャル・アドバイザーを個別に任命することといたしました。

これを受けて、株式会社大丸は野村證券株式会社をファイナンシャル・アドバイザーに任命し、株式会社松坂屋ホールディングスとの協議において参考とすべき株式移転比率の分析を依頼いたしました。

野村證券株式会社は、この依頼を受けて、株式会社大丸及び株式会社松坂屋ホールディングスについてDCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー）法、市場株価平均法、類似会社比較法等を行い、株式会社大丸はその分析結果を示した株式移転比率算定書を受領いたしました。各分析における分析結果は以下のとおりです。

	採用手法	株式移転比率の評価レンジ
①	DCF法	1.28～1.52
②	市場株価平均法	1.69～1.79
③	類似会社比較法	1.76～2.14
株式移転比率（株式会社大丸1株に対して割り当てられる当社株式の株数）		1.40

なお、市場株価平均法については、本株式移転に関する新聞報道がなされた平成19年2月16日を基準日として、1週間、1ヶ月間及び平成19年2月期第3四半期決算公表日の翌営業日（株式会社大丸：平成18年12月22日、株式会社松坂屋ホールディングス：平成19年1月9日）から基準日までの期間の株価終値平均を採用いたしました。

株式会社大丸は、野村證券株式会社による株式移転比率の算定結果を参考に、株式会社大丸及び株式会社松坂屋ホールディングスの財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、株式会社大丸及び株式会社松坂屋ホールディングスは、それぞれ平成19年3月14日に開催された取締役会において株式会社大丸：株式会社松坂屋ホールディングス＝1.4：1（株式会社大丸の普通株式1株に対して当社の普通株式1.4株を、株式会社松坂屋ホールディングスの普通株式1株に対して当社の普通株式1株をそれぞれ割り当てて交付することを意味する。）を株式移転比率として本株式移転を行う旨の経営統合に関する基本合意書を締結することをそれぞれ決議し、同日、株式会社大丸及び株式会社松坂屋ホールディングスとの間でこれを締結いたしました。

なお、株式会社松坂屋ホールディングスはファイナンシャル・アドバイザーとして日興シティグループ証券株式会社を任命し、株式移転比率の算定結果を示した株式移転比率算定書を受領しており、本件株式移転比率が日興シティグループ証券株式会社が実施した算定結果の範囲に含まれていることを確認しております。

(3)交付株式数及びその評価額
165,895,830株

196,640百万円

5. 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

(1)負ののれん金額

10,794百万円

(2)発生原因

企業結合時の時価純資産額が取得原価を上回ったことによります。

(3)償却の方法及び償却期間

5年間で均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

(1)資産の額

流動資産	50,649百万円
固定資産	406,600百万円
合 計	457,250百万円

(2)負債の額

流動負債	99,389百万円
固定負債	151,367百万円
合 計	250,756百万円

(共通支配下の取引等に関する注記)

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容

名 称 株式会社 松坂屋ホールディングス

事業の内容 百貨店業等の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配または管理

2. 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社松坂屋ホールディングスは平成19年11月1日をもって解散いたしました。なお、本合併は、会社法第796条第3項に定める簡易合併ならびに同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、当社および株式会社松坂屋ホールディングスにおいて合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行っております。

3. 結合後企業の名称

J.フロントリテイリング株式会社

4. 取引の目的を含む取引の概要

株式会社松坂屋ホールディングスは、株式会社松坂屋の持株会社として松坂屋グループの経営管理を行っていましたが、平成19年9月3日をもって、株式会社大丸との経営統合により、当社の100%子会社となりました。これに伴い、当社は、グループ経営の効率化と、情報伝達および業務の簡素化、意思決定の迅速化を図り、企業価値を向上させるため、平成19年11月1日をもって株式会社松坂屋ホールディングスを吸収合併いたしました。

なお、株式会社松坂屋ホールディングスは当社の100%子会社であるため、この合併による新株式の発行、資本金の増加および合併交付金の支払いは行っておりません。

5. 実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

計算書類

貸借対照表 (平成20年2月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	(294,781)	(負債の部)	(16,537)
流動資産	18,411	流動負債	16,537
現金及び預金	7,393	短期借入金	14,686
関係会社短期貸付金	9,516	未払費用	82
その他	1,501	未払法人税等	14
固定資産	276,369	賞与引当金	220
有形固定資産	131	役員賞与引当金	58
建物及び構築物	130	その他	1,475
その他	0	固定負債	0
無形固定資産	36	その他	0
ソフトウェア	36	(純資産の部)	(278,243)
投資その他の資産	276,202	株主資本	278,107
関係会社株式	276,002	資本金	30,000
その他	199	資本剰余金	247,252
		資本準備金	7,500
		その他資本剰余金	239,752
		利益剰余金	5,906
		その他利益剰余金	5,906
		繰越利益剰余金	5,906
		自己株式	△5,051
		新株予約権	136
資産合計	294,781	負債純資産合計	294,781

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成19年9月3日から平成20年2月29日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
受取配当金	5,930	
経営指導料	1,723	7,653
一般管理費		1,522
営業利益		6,131
営業外収益		
受取利息	17	
雑収入	6	24
営業外費用		
支払利息	9	
創立費償却	393	
雑支出	0	402
経常利益		5,753
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	154	154
税引前当期純利益		5,908
法人税、住民税及び事業税		2
当期純利益		5,906

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成19年9月3日から平成20年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金				
前事業年度末	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額								
株式移転による設立	30,000	7,500	239,752	-	-	277,252	136	277,389
当期純利益				5,906		5,906		5,906
自己株式の取得					△5,109	△5,109		△5,109
自己株式の処分			△0		58	57		57
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	30,000	7,500	239,752	5,906	△5,051	278,107	136	278,243
平成20年2月29日残高	30,000	7,500	239,752	5,906	△5,051	278,107	136	278,243

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産
建物及び構築物 定額法
その他 定率法
無形固定資産 定額法 ただし、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
3. 繰延資産の処理方法
創立費 支出時全額費用処理
4. 引当金の計上基準
賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
役員賞与引当金 役員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
5. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権 9,516百万円
関係会社に対する短期金銭債務 1,451百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業収益	7,653百万円
一般管理費	61百万円
営業取引以外の取引高	199百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 536,238,328株
2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数 普通株式 7,141,755株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の主な内容は賞与引当金及び繰越欠損金等であり、その全額について評価性引当額を計上しております。なお、評価性引当額は152百万円であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	当事業年度末残高相当額
車輛及び器具備品	4百万円	0百万円	4百万円

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	0百万円
1年超	3百万円
合計	4百万円

(注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	0百万円
減価償却費相当額	0百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社大丸	直接 100%	役員の兼任 経営指導	経営指導料の受取 資金の貸付 利息の受取	821 - 8	短期貸付金	9,505
子会社	株式会社松坂屋	直接 100%	役員の兼任 経営指導	経営指導料の受取 資金の貸付 利息の受取	490 - 8	短期貸付金	10

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 経営指導料については、契約条件により決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 525円63銭

2. 1株当たり当期純利益 11円06銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結計算書類30ページの連結注記表(重要な後発事象に関する注記)に記載しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年4月8日

J.フロント リテイリング株式会社
取締役会 御 中

新日本監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	西 原 健 二	㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	安 田 豊	㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	小 市 裕 之	㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	小 林 幸 宏	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、J.フロント リテイリング株式会社の平成19年3月1日から平成20年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J.フロント リテイリング株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年4月8日

J.フロント リテイリング株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	西原健二	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	安田豊	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小市裕之	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小林幸宏	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、J.フロント リテイリング株式会社の平成19年9月3日から平成20年2月29日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年9月3日から平成20年2月29日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年4月11日

J.フロントリテイリング株式会社 監査役会

常勤監査役	城戸敏雄	Ⓔ
常勤監査役	中村順司	Ⓔ
社外監査役	古田武	Ⓔ
社外監査役	清水定彦	Ⓔ
社外監査役	鶴田六郎	Ⓔ

以上

株主様ご優待制度のご案内

■ご優待内容

① 現金によるお買物が10%割引

・ただし、税込1,000円未満のお買物については割引いたしません。また、一部割引対象外の商品がございます。

② 大丸・松坂屋の各店ミュージアムなどに無料入場 (ご同伴者1名様まで有効)

・博多（福岡天神・長崎）、下関、高知、鳥取、今治の各大丸の有料文化催事には適用されません。



■株主様ご優待カードの発行について

J.フロント リテイリング株式会社は、毎年2月末日現在で1,000株以上ご所有の株主の皆さまに対し、大丸、松坂屋の各百貨店（全国27店舗）でご利用いただける「J.フロント リテイリング株主様 お買い物ご優待カード」を5月中に発行いたします。

ご利用限度額（毎年6月1日から翌年5月31日まで）

2月末日ご所有株式数	ご利用限度額（税込値札価格）
1,000株以上 3,000株未満	100万円
3,000株以上10,000株未満	単元株数（1,000株）ごとに50万円ずつ加算
10,000株以上	500万円（上限）

なお、毎年8月31日現在の新規株主の皆さまには、有効期限を12月1日から半年間、ご利用限度額を上表の半額に設定し、11月中に発行いたします。

■ご利用上の注意

1. 本カードは、お買い上げ時に売場係員にご提出いただきますと、以下のJFR(株)グループ百貨店における税込1,000円以上の現金による値札価格でのお買物に限り、上記のご利用限度額の範囲内でその10%を割引いたします。

「JFR(株)グループ百貨店」

大丸直営店（心斎橋、梅田、東京、ららぽーと横浜、浦和パルコ、京都、山科、神戸、新長田、須磨、芦屋、札幌）、博多大丸（福岡天神、長崎）、下関大丸、高知大丸、鳥取大丸、今治大丸、松坂屋直営店（名古屋、岡崎、名古屋駅、豊田、高槻、上野、銀座、静岡）および横浜松坂屋

2. 本カードは、全国百貨店共通商品券（日本百貨店協会加盟店発行分）およびJFR(株)グループ百貨店が独自に発行する商品券・商品お取替え券・友の会カードの通用店でのお買物に限り、現金によるお買物と同様にご利用いただけます。なお、他社発行クレジットギフト券によるお買物につきましては、大丸直営店、博多大丸および下関大丸でのご利用時のみ、現金によるお買物と同様にご利用いただけます。
(その他の商品券、お買物券、商品お引換券、デビットカード等によるお買物にはご利用いただけませんのでご注意ください。)

3. 本カードは、JFR(株)グループ百貨店のお得意様口座、各種クレジットカード、通信販売・代金引換によるお買物およびそのご入金にはご利用いただけません。

4. 本カードは、JFR(株)グループ百貨店の他のお買物優待券、お買物優待制度、他の割引およびポイント付与制度との併用はできません。

5. 本カードは、次のものについては割引いたしません。
生鮮食品（海産物・精肉・青果）、書籍・CD類、たばこ、切手・印紙類、商品券類、各種商品引換券・ギフト券類、金・白金・銀の地金、貨幣類、各種送料・箱代・修理代、レストラン・喫茶、理容・美容室・エステティックなどの施術サービス、旅行代金、その他（ルイヴィトン、ティファニー、ブルガリ、カルティエ、エルメス、ロエベ、シャネルなど）特に各社が指定したものの。

※なお、松坂屋直営店および横浜松坂屋では、上記に加え、「酒類・米穀」について、および「特に定めた催事、内覧会」においては割引いたしません。また、博多大丸、下関大丸、高知大丸、鳥取大丸および今治大丸では、上記に加え、「特価商品、食料品全般」については割引いたしません。

6. 本カードは、他人に譲渡、売買、貸与等をされた場合は無効といたします。本カードは紛失されても再発行いたしません。また、法人株主様の他のご名義への分割書換発行はできませんので、なにとぞご了承くださいませ。

メモ欄

株主メモ

剰余金の配当の基準日：期末2月末日 中間8月31日
定時株主総会の基準日：2月末日
定時株主総会：5月中に開催
公告方法：電子公告をもって行います。ただし、事故やその他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
(登記ホームページ <http://www.j-front-retailing.com/>)

株主名簿管理人事務取扱場所：三菱UFJ信託銀行株式会社 本店
(お問合せ先) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
(電話料無料) (0120) 232 - 711

同 取 次 所：三菱UFJ信託銀行株式会社及び野村證券株式会社の全国本支店
株式関係のお手続き用紙のご請求は、次の三菱UFJ信託銀行の
電話及びインターネットでも24時間承っております。
(電話料無料) (0120) 244 - 479
ホームページアドレス <http://www.tr.mufg.jp/daikou/>

〈お 願 い〉 住所変更、改印など届出事項に変更がある場合には、お手数ですが、速やかに変更の手続きをお願いいたします。
必要書類等の詳細は上記事務取扱場所までお問い合わせください。

当社ホームページアドレス：<http://www.j-front-retailing.com/>
より詳細な開示情報や、最新の企業情報をご覧いただくことができます。

